

平成28年度第2回長野県地方税制研究会（専門部会を合同開催）

日 時：平成29年3月30日（木）午後1時30分～3時30分  
場 所：長野県庁議会棟3階 第一特別会議室

1 開 会

（須山企画幹兼課長補佐）

定刻となりましたので、ただ今から平成28年度第2回長野県地方税制研究会を開会いたします。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。会議に入るまで進行を務めさせていただきます、総務部税務課企画幹の須山昌明と申します。

初めに、この研究会はこれまでどおり公開とさせていただきます。会議結果につきましては、後日、議事録の要旨を公表させていただきます。

また、本日は専門部会との合同会議とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

2 あいさつ

（小林総務部長）

ただいま紹介をいただきました、長野県総務部長の小林透と申します。本日は第2回の長野県地方税制研究会と同専門部会との合同会議ということで、年度末のお忙しい中、委員の皆様のご出席を賜り、ありがとうございます。

また、皆様方には、常日ごろ県政発展のために幅広くご理解、ご協力を賜りまして、重ねて厚く御礼を申し上げます。

この税制研究会は1月に、また2月には専門部会を開催させていただいたところがございます。

前回の研究会及び専門部会で、計画目標が達成できずに基金残高が増加していることなどにご質問などをいただいたところがございます。本日は、そうした点について林務部が回答申し上げ、改めて税制の面から広い検討をいただきたいと考えております。

また、この3月28日には大北森林組合と元専務理事の裁判・判決がございました。これに関しましては委員の皆さまにご心労を、また、県民の皆様にもご心配をおかけしていることに深くお詫びを申し上げます。判決の中でも県職員の関わりに言及されました。関与しました県職員につきましては厳正処分を行っているところでございますがコンプライアンスの推進などにより再発防止に、森林税の適正な執行に努めてまいります。引き続きご理解ご支援をいただきますようお願い申し上げます。

委員の皆様方におかれては、様々なお立場から、また大所高所からのご提言、ご示唆を賜りますようお願いを申し上げます。

本当にお忙しい委員の皆様においていただいておりますので、本日の研究会が有意義なものとなりますようお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

（須山企画幹兼課長補佐）

ありがとうございました。小林総務部長は公務のため、これで退席させていただきます。

なお、本日は高端委員が少し遅れておりまして、間もなくお見えになります。沼尾委員と宮崎委員がご都合により欠席されております。

次に、お配りしてある資料の確認をお願いします。本日の会議資料は、次第に記載の配布資料一覧のとおりでございます。不足等ございませんでしょうか。

それではこれより会議に入らせていただきます。会議の進行は、研究会の設置要綱で座長が務めることとなっておりますので、青木座長さん、よろしく願いいたします。

### 3 会 議

#### (1) 長野県森林づくり県民税について

(青木座長)

委員の先生方、年度末・学期末のあわただしい中をお集まりいただきありがとうございます。我々に課された課題、重たいものでございます。御用委員会にするつもりは全くありませんので、忌憚のないご意見をお願いします。会議のシナリオは全くございません。常に申し上げておりますとおり、県民目線で、率直なご意見、ご指摘をいただければと思います。

全体の整理をさせていただきますが、本日は第2回ということで専門部会との合同開催となっております。第1回目は日程が合わなかったものですから、別々に開催しております。研究会と専門部会はだいたい似たような内容で開催しております。

まずは冒頭、懸案となっております大北森林組合の補助金不正受給事案、これについてご説明いただき、研究会、専門部会からすると、我々、税の専門家集団でありますので、我々の立場からすると、きちんと再発防止策を講じてくれと、それなりの姿勢が示されましたので、この問題については裁判も行われ、判決が出た直後のようではありますが、我々からすると、とにかく再発防止策をやってくれないと、年間6億8,000万円の税収のうち、2億2,500万円が不正受給されたわけですから、2度とあってはならないことだと思います。これについて、もう1回何かお話ししたいことがあれば。

もし、ないようであれば本来の課題、本当はもう少し早い時期に取り組まなければならなかったのですが、5か年の時限で取り組んでいる森林税が第2期の終期に差し掛かっておりますので、この先どうするのか、それと同時に現状の成果検証を行わなければならぬ。これが本来の我々の仕事であるわけです。この点から見て、問題点が多々あると。一番の問題点は、県民の方に特別に増税をお願いしておきながら、相当な金額が使い残されている。この問題をどのように考えたらいいのか。普通に県民の感覚からすれば、2億円以上が不正受給され、かつ、それ以上のものが使い残しになっている。だったら、必要ないのじゃないか、ということに当然なるわけです。

この第2回、第3回でしっかりと質していかないといけない。ただし、悪いところを暴き出すだけが我々の仕事ではなくて、長野県にとって森林は大事なわけですから、これからどうするのか、森林税が必要なのか否か、これも一つの課題ですが、それ以上に長野県の森をどうすべきか、そのための財源と用途を併せて聞かないと、どうも悪いところばかり目が行ってしまうことになります。森林は大事な話ですので、両方バランスを取りながら進めていきたいと思っております。

長くなって申し訳ありませんが、前半部分については、前回の質問に対し林務部からお答えをいただくということにしたい、と考えております。今日だけでお答えが満足いくかどうかは分かりません。徹底的に、県民の立場に立って問い質していただきたいと思うわけです。今回だけでは終わりますので、次回に向けて宿題を出していただいても結構です。まずは前回、宿題で出させていただいたものについて林務部からお答えいただきたい。

後半部分で今の体たらくな状態をどういうふうに変えていくつもりなのか、ということも聞いてみたいと思います。

資料1、2が前回の議事要旨となっておりますので、実際の資料は3からです。

今から、林務部にお答えいただきたいと思います。我々の質問からすると、使い残しが出た原因はなんでしょうか、というのが一つ。それと直結する問題として、平成24年に審議をした際に出された目標15,000ヘクタールの積算根拠は何だったのでしょうか。未達成が残るがどうするのでしょうか、という点についてお聞きします。

二番目の問題とすると、森林税を国庫補助事業の裏に充てている。つまり、国庫補助事業が10億円きたと。このうち県負担の5割に森林税を充てていると。このことについてどう考えているのか。これと合わせ技で資料3-1の表のところにもありますが、そもそも森林税を作るとき、平成19年とお伺いしておりますが、我々はまだここにはおりません。その時の議論が全く分かりません。どういう議論で、必要性と用途を説明されていたのか、というのが第二点目となります。そもそもの森林税のあり方と目的とその成果、といったところになるかと思えます。

まず、資料3-1、3-2に基づいて前回の質問にご回答いただければと思います。お願いいたします。

(小山森林政策課長)

森林政策課長の小山です。よろしく申し上げます。

資料3-1、資料3-2に基づき、前回ご指摘いただいた課題についてご説明します。

資料3-1の表紙に記載のとおり、大きく5つに分けて整理いたしました。説明の補足資料として資料3-2をご用意いたしました。基本的に資料3-1の方でご説明させていただきます。

資料3-1の1ページをお願いします。「森林づくり県民税導入時の検討状況」です。

森林づくり県民税導入前の平成19年度当時、県内の人工林の多くが、間伐が必要な森林であり、間伐の実施を先送りできない状況となっていました。

平成19年度の県全体の間伐面積は18,000ヘクタールと見込まれましたが、平成20年度以降の5年間では、年平均で22,680ヘクタールの間伐が必要と見込まれており、特に集落周辺の里山は個人所有など私有林が多く、手入れが遅れている状況でした。

こうした中で、里山を中心とした森林づくりを進め、平成20年度から5年間で23,400ヘクタールの間伐を進めるために必要と見込まれる金額は年間約6.8億円と見込まれる状況でした。

一方で、県の財政状況は、厳しい財政運営が続くと見込まれ、計画的な森林づくりを進めていくためには、効率的な事業実施、国庫補助金の確保に加えて、新たな財源を確保することが必要な状況でした。

この、財源確保の手法としまして、様々な方法を検討し、最終的に、森林づくりに必要な費用を県民が広く負担するという点と、行政コストの面から「県民税均等割の超過課税方式」が適当であるとの結論に至ったものです。

2ページをお願いします。

こうした検討については、県民の代表の方や学識経験者で構成する「長野県森林づくりの費用負担を考える懇話会」において、議論をいただきました。

平成19年5月に設置後、懇話会では3回の会議を開催し議論をいただき、8月に県として新たな財源確保の方策の検討案を公表いたしました。

検討案の中では、財源確保の方策として県民税均等割の超過課税を有力な選択肢とし、パブリックコメント、市町村説明会、県民集会を実施いたしました。

こうしたところでいただいたご意見を踏まえ、懇話会から、県民税均等割の超過課税が適当である旨の提言が出され、11月に、個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税方式とする「長野県森林づくり県民税（案）」を公表いたしました。

3ページをお願いします。

森林づくり県民税導入前の、既存の森林整備の事業と、森林税を活用した里山整備事業を比較いたしました。

既存事業のうち、国庫補助事業については、森林法に基づく施業の計画による間伐などを対象とし、記載のような面積要件で補助率は10分の7です。

また、県単独事業については、国庫の対象とならない整備を支援し、災害等による被害木の除去などにきめ細かく対応していますが、補助率は10分の5であること、さらには予算規模が国庫に比べて大変小さいものとなっています。

森林税を活用した里山整備事業については、集落周辺の私有林で、10年以上施業が放棄され、緊急に機能回復を図る必要のある森林の間伐を対象とし、国庫活用、税単独ともに補助率を10分の9とし、これまで整備が進みにくかった里山の間伐を、所有者の負担軽減を図りながら進める、新たな取組を始めました。

4ページをお願いします。

これまで、第1期の導入時の経過等をご説明いたしましたが、平成25年度からの第2期において、里山整備の目標面積とした15,000ヘクタールの設定の考え方についてご説明いたします。

資料の中ほどに、第1期の目標面積の設定の考え方をグラフにて整理させていただきました。

グラフは、県全体の間伐目標面積となっていますが、先ほどご説明いたしましたが、平成19年度の18,000ヘクタールをベースに、平成20年度以降、毎年面積を増やしながら、間伐を進めていく必要がありました。

この、18,000ヘクタールから追加して取り組む部分について、森林づくり県民税を活用して取り組む目標の面積とし、5年間の間伐目標面積を23,400ヘクタールとしました。

第2期については、設定の考え方を変え、里山として管理する森林のうち、特に緊急に整備が必要な里山を対象を絞り込んで目標面積としました。

民有林66万ヘクタールのうち、①集落周辺の個人所有の森林で、森林としてのまとまりが1ヘクタール未満の細かいもので、②かつ、保安林や、一人で5ヘクタール以上の森林を所有している方の森林を除き、里山として管理する森林を68,000ヘクタールとしました。

このうち、第1期の5年間で整備済みとなると見込まれた23,000ヘクタールを除き、第2期が始まる平成25年度当初で、間伐が必要な里山を45,000ヘクタールといたしました。

さらに、水源のかん養、土砂災害の防止等の機能が緊急に求められる森林や、間伐の効果が減少する60年生を迎えようとしている高齢の森林などに対象を絞り込み、第2期に里山整備事業で間伐を行う森林として、15,000ヘクタールを目標としました。

5ページをお願いします。

第2期の目標面積15,000ヘクタールの目標、実績の評価です。

第2期の目標の面積を設定するに当たって、第1期の後半は年間6,000ヘクタールの目標であったものに対し、当時、国庫補助制度の見直しが進んでおり、こうした状況も踏まえて、現実的に実行可能かどうかということも考慮に入れて、5年間で15,000ヘクタール、年間3,000ヘクタールという目標面積を設定いたしました。

第2期の初年度は目標を達成しましたが、2年目以降は実績が目標に達成していない状況です。

これについては、第2期が始まった後も、さまざまな制度の変更や、現場で作業する方

の労務単価の急上昇など、里山整備事業を取り巻く状況は、予期できない事態に見舞われました。

さらに、平成26年度には、12月に大雪に見舞われ、事業実施に適した時期に作業ができないという背景もあって実績が落ち込み、未整備で残っている里山の所有が細かい森林であるという課題への対応ができないまま、第2期の終盤に差し掛かってきているという状況にあります。

6ページをお願いします。

森林税活用事業への国庫補助を活用することについての説明状況を整理いたしました。まず、森林税導入時です。

冒頭の森林づくり県民税導入時の検討状況においてもご説明いたしましたが、平成19年の8月に新たな財源確保の方策の検討案を、11月に森林づくり県民税の案を、それぞれ公表し、記載のような形で、国庫補助金の確保や事業の活用についてご説明させていただきました。

7ページをお願いします。

第2期の継続時にも、第1期の税活用事業において国庫を活用していること、第2期でも国庫補助の制度の見直しにより活用度合いは減るものの、依然として国庫を最大限活用し、里山整備の実行確保を図る旨を、記載のような形でご説明してまいりました。

8ページをお願いします。

地域住民の代表等から意見をお聴きし、各地域での森林税活用事業等に反映させることを目的に、県内10地域の地方事務所単位に設置している「みんなで支える森林づくり地域会議」について整理いたしました。

左の円グラフになりますが、この地域会議の委員については、10地域で総勢78名となります。県民等の意見が幅広く反映されるよう、林業関係者はもちろん、設計士・木材利用団体等の皆さん、消費者団体や経済団体の皆さん、市町村の皆さん、NPOやボランティアなどの皆さんに委員をお願いしています。

市町村が実施している森林づくり推進支援金を地方事務所で選定するに当たって、地域会議の意見を聴いています。その他、右に記載の内容の取組を行っており、年2回ほど会議や現地調査を行っています。

9ページをお願いします。

森林づくり推進支援金の選定基準と実施状況です。

地域の実情や地域住民からの様々なニーズに対応するため、対象は里山に限定していませんが、市町村が取り組むきめ細やかな森林づくりに関わる活動等に対して支援しています。

第2期から、表の項目に記載したような、「森林づくり指針」の3つの基本方針に合致した取組に限って支援しており、各項目ごと、具体的な交付対象事業についても実施要領に例示という形でお示ししています。

事業の採択に当たっては、地域会議での意見を踏まえて、選定要領の基準に基づいて地方事務所で決定しており、今年度の見込みまで含めた実績を整理いたしました。

それぞれの項目について、交付対象事業として例示している内容ごと、具体的な取組例を10ページ以降に整理しました。説明は以上です。

(青木座長)

ありがとうございます。今ご説明いただいたところで、疑問なりご意見なり、なんなりとご発言ください。

目標が達成できなかった理由として、国庫補助制度の変更、労務単価の上昇、平成26年

の大雪と3つほどあげられたのですが、全てこれで説明できるのですか。

(小山森林政策課長)

加えまして、集約化が難しいところが残ってきていると、このように整理しております。

(青木座長)

具体的に制度の変更というのは。

(宮森林づくり推進課長)

森林づくり推進課長の宮と申します。

平成24年から25年にかけての制度の改正の状況でございますが、これまで切捨て間伐等について国もしっかり支援してきたところですが、搬出支援の方にシフトするという形に制度を変えてまいりまして、切捨て間伐については対象となる部分を大部縮小してきたところがございます。国庫補助の対象が非常に厳しくなってきたという状況と、森林整備の計画をしっかり作る場所にシフトしてまいりまして、30ヘクタール以上のまとまりのある森林について、しっかり林業経営をしていくところを支援していくという話になってまいりましたので、なかなか里山の所有規模の零細なところについては支援が薄くなってしまったということがあげられると思います。

(青木座長)

先生方、何かございましたら。

今のところでもう少し伺います。一つ、国庫補助の裏に充てるのがどうかは後で議論になると思いますが、今のご説明ですと国庫補助制度の変更だということで、その中の大きなもの、最初に挙げられたのが切捨てから搬出に補助対象が移行したとのことですが、第2期我々が更新すべきだという時に4条件をあげさせていただいて、一番大きなものとして「搬出間伐への支援強化」をあげていたんですが、国も、そういうことをやってきて、方向性は同じはずなのに、なぜ計画がずれたのかが分かりにくいので、ここのところをご説明いただければ。

(宮森林づくり推進課長)

国の方は林業生産として伐採をして収入をあげて林業として成り立っていくところをメインに支援するという形になりました。従いまして、1ヘクタール当たり10立方メートル以上、しっかり材が出るところとか、そういうところを支援しているということでございます。当然、そういう形で行える里山については国庫補助事業を使ってしっかり搬出間伐をしていくということで取組んでおります。採算に合わない搬出間伐についてもしっかり進める必要があるのではということで、税事業ではその部分を支援していこうということで、第2期からは搬出する部分について、1立方メートル3,500円ということで、国庫補助の対象にはならないけれども搬出しようという意欲のある所について支援するという形で取り組んでいるところでございます。

(青木座長)

ちょっとすいません、聞き方を少し変えます。事後報告を受けていないのでよく分からないのですが、4つの条件は守られたのですか。

(長谷川森林政策課企画幹)

森林政策課企画幹の長谷川です。

前回もご説明させていただいた内容で今日は資料がなくて恐縮なのですが、改めてご説明させていただきます。

第2期始めるに当たってご指摘いただき、搬出していく、経済ベースに乗せていくべきだという指摘は真摯に受け止めさせていただきました。その上で、国の制度の変更、法律面、予算面での制度の変更という面も踏まえながらできるだけ里山についても林業経営が可能になるように、厳しい条件ではあるけれども集約化を進めて搬出をやっていくんだと、まず大きな方針を立てました。

そういう中で、将来的にはある程度自立できるんじゃないかと、そういうところにつきましては、そもそも税事業を使わないで国庫補助の7割補助で嵩上げをしない通常ベースの事業へもっていきましょう、と、そういう意味では税事業の外へ出しました。その上で、集約化がある程度できて、現時点では本格的な搬出は難しいというところについては税事業を使っていきたいという整理をいたしました。ここについては国庫補助も使わせていただきながら、結果的には義務負担の部分にもあたっていくという形をとらせていただきました。現実的にはそれを進めていくんですが、なかなか集約化が、山の状態から本格的な林業が成立しないという場所が現実にはありますので、その場所は切り捨て間伐を中心にやらせていただくという整理をさせていただいております。

ただ、できる限り、全面的に本格的な搬出はできなくても、一部分だけでも搬出できるものはして有効活用していこうという取組も税事業の中ではやらせていただいております。

この間、とても難しかった点については、今日の資料の5ページで改めてご説明をさせていただきます。非常に国の制度なりの中で難しい端境期のところで第2期を始めたというところがございます。23年度に国の、下の段の年表のようなところをちょっとご覧いただきたいと思います。23年度に国の森林・林業基本計画が変わりました。これにつきましては、5か年に1度やっているんですが、何十年に一度という大きな方針転換が行われております。それに伴って、時期がずれておりますが、制度が大きく変わっております。

具体的に変った点については、最も大きく変わったのは平成24年に施行された森林経営計画制度の導入でございました。この制度というのは、大きな団地をまとめていくこと、30ヘクタールという比較的大きな要件になっているんですけども、その要件をクリアしたところを中心に補助をしていくという制度が24年から始まってくると。いう中で補助の制度も、ただ現場との兼ね合いの中で、計画制度や補助の制度も24年、25年と見直しが行われていくということで、国の制度も実態に合わせながら揺れ動いているようなタイミングの中で、国の事業も税事業も使いながら、搬出をしていながら、どれくらいの面積を出せるのかという目標設定が難しかった時期だったのかなと、ですから第2期は少し下げて、6割水準の15,000ヘクタールに目標設定をさせていただいたんですけども、少し実態としてはついてこなかったかなというのが第2期の大きな反省点ではないかと考えるところでございます。

(青木座長)

ありがとうございます。同じところを何回も聞いて申し訳ないのですが、ここの部分がやっぱり一番、森林税は必要あるのかなのか、ということですので、ちょっと詳しくお聞きをしたいのですが。今5ページの資料のところで、例えばですけど、3,000ヘクタールという目標を下回って、平成26年度と27年度は何に使う予定のものを使い残して未執行となったのですか。面積なので、必ずしも金額イコールにはならないのですが、使い残しているわけですから、もともとは何に使う予定だったのかということをやっと教えていただくと県民の方に分かりやすいかなと。

(宮森林づくり推進課長)

こちらについては、森林税活用事業の中でも国庫補助事業を活用する事業に充てようと考えておりましたが、森林経営計画30ヘクタールのまとまりというのがなかなか作れずに、その部分の実績があげられないというのが実態です。

(青木座長)

国庫補助の搬出の方ですか、切捨ての方ですか。

(宮森林づくり推進課長)

切捨て間伐が未執行となりました。30ヘクタールという国の要件がクリアできなかったということです。

(青木座長)

もう一つ。26年、27年と下がっているわけですね。平成24年度に制度変更がありました。第2期が始まって、1年しないうちに制度変更が分かったんですね。なぜこのまま5年間やろうとしたのですか。

(長谷川森林政策課企画幹)

国の制度自体は平成24年に本格的に始まりまして、かなり大幅な変更が伴うものでありました。補助の考え方、計画制度の考え方がありまして、24年は新しい制度への適応ということで現場への周知・指導等を行っていましたが、現場もなかなか慣れてこないと言いますか、理解が充分進んでこないという中で25年を迎えております。25年の実績は26年の当初くらいに分かってくるということなんですけど、まず25年に関しては3,000ヘクタールを何とか達成したということで、このままいけるのかな、という感触を当時持っていたようです。

そういった中で、制度変更の微調整が繰り返され、26年の実績が27年の当初に出たんですが、国庫の影響だけではなくて、雪のせいで実績が落ちたのでは、という分析をしておりました。27年は現場から国庫が使いづらい、との声があり、国庫の割合が半分近くになってくる、面積としても2,000ヘクタールくらいしか実行できない、ということで、やはりちょっとこれは難しい部分があるのではないかと認識をしなければいけません。28年に分析を始めましたところ、集約化が難しい部分があるのではないかとというようなところが見えてきたと。対応が後手後手ではないかというご指摘は真摯に受け止めたと思います。

(半谷委員)

資料3-1の5ページについて、私の理解が正しいかどうかも含めてお伺いします。国庫補助の嵩上げの部分、ここは搬出と切捨ての両方が入っているのですか。

(宮森林づくり推進課長)

国庫補助事業としては全部切捨て間伐に分類されます。切捨て間伐にされたものの中で、国庫としては切捨て間伐扱いなんですけど、国庫の基準に満たない搬出材がある場合には、別途税単独で1立方メートル3,500円の支援を行っています。

(半谷委員)

平成27年度が面積では最低になり、それからは税単独事業が少し増えていっているわけ

ですが、増えている要因とといいますか、どういう対策を取って功を奏したのか。あるいは今後も増えていくことが見込めるのかについてお聞かせください。

(宮森林づくり推進課長)

5 ページのところですが、27、28、29のグラフをご覧ください。黒い部分は、国庫補助事業を使っている部分で、灰色の部分が森林税単独で行っている部分です。27年度以降は国庫補助事業がなかなか難しいことが分かりましたので、森林税単独事業の部分を増やし、数字が少しずつ増えてきております。国庫補助事業をできる限り推進しようと集約化事業に力を入れた結果、少しずつ上向いては来ているという状況です。

(半谷委員)

そうすると、国庫補助事業は集約化を進めるということで面積が増えてきている。単独事業の方を増やしているというのは県からの働きかけを変えて増やしているということでしょうか。

(宮森林づくり推進課長)

もともと国庫補助事業でやろうとしていたものを積極的に税単独の方へ振り向けるという形でシフトさせているということです。

(水本委員)

先ほどから、平成26年12月の大雪の影響を理由としているが、そんなに影響があったということなんでしょうか。それとともに、27年から税単独事業を増やしているといいます。基金の方はかなり使い残している実体があるわけです。このあたりをご説明ください。

(宮森林づくり推進課長)

間伐は主に冬場に、秋から冬にかけて行われるのが通常でございます。一番やるべき時に雪が降ると山に入れなくなるということです。もともと豪雪地帯は難しいところがございしますが、豪雪地帯でなければ冬に山に入りますが、そういったところも雪のせいで山に入れず、間伐の数字がぐんと落ちるという結果になったと考えております。

それから、平成27年度に税単独事業を増やしたことにつきましては、ある程度国庫補助事業を導入してと考えていましたが、できる限り税単独の方にシフトするというところで努力をしましたところ、26年の242ヘクタールから863ヘクタールに増えたというところでございます。なかなか急激に増やすのは難しいということもありまして、このような形になっております。

(三井委員)

税単独事業で力を入れて増やせた事業を具体的に教えていただければ、というのが一つ。それと、全く違うのですが、大北森林組合の問題が起きた背景には予算消化のプレッシャーがあったと聞きますが、その時の状況とは違っているのかをお聞かせください。

(宮森林づくり推進課長)

最初に、森林税単独事業ができる場所はどういうところか、ということですが、国庫補助事業につきましては30ヘクタールという森林施業計画を作るというのが前提でございまして、こういったまとまりを持った森林というものがなかなか難しい地区を税単独事業で間伐をしています。

それから、大北森林組合との状況の違いですが、大北森林組合では年度末にできなくなった事業があった場合に、他のところで予算消化できないか、というような働きかけをさせていただいて、それを完了していなくても受け入れるという形で進めてしまったというところで大きな間違いが生じたということでございまして、税事業についても一部不正があり、そういうことが起こっていたわけですが、基本的には税事業においては、目標達成できなかったから無理にやらせるということはしていなかったと認識しています。

(三井委員)

例えば、資料4、これからの説明になろうかと思いますが、平成28年度の実績見込みの資料を頂戴しております。1枚目のところにあるような事業でどういうところを増やそうとして、実際、増えてきているのかということはいかがでしょうか。

(宮森林づくり推進課長)

28年度から29年度への数字ということでよろしいでしょうか。

(三井委員)

そういうことではなくて、どういった事業を増やすことができたのかが分かれば。

(長谷川森林政策課企画幹)

国庫補助事業を県単独事業へシフトさせる努力をしながら取り組んできているとご説明をさせていただいた中で、資料4にいろいろな事業が並んでおりますが、この中でどの部分を努力しているかというご質問かと思えます。

資料4で言いますと、柱の1番「みんなで支える里山整備事業」が主力の事業でございます。ここで間伐を進めております。この中に、国庫補助事業、県単独事業があり、それぞれを合わせまして、平成28年度は6億7,500万円余の予算を組ませていただいております。

こうした中で、国庫補助、県単を見直した中で、やりやすい場所、やりにくい場所があるということで、実際には想定した以上に国庫補助がやりやすい場所というのは少なかったということがあつた中で、県単独事業の割合を増やしながらできるだけ現場の間伐が進むように努力をしてきたという経過をご説明させていただいたところです。

基本的には、県単、国庫という問題は、「1-1-① みんなで支える里山整備事業」の中でのこととご理解ください。

(堀越委員)

確認を兼ねてなんですが、5ページの資料のところ、25年度以降、目標が達成できなかったのは、国庫補助事業の切捨て間伐ですか。

(宮森林づくり推進課長)

26年度は大雪の影響で県単独事業についても目標に達していません。それ以降については国庫補助事業が目標に達していません。

(長谷川森林政策課企画幹)

補足させていただきます。資料3-1の5ページの棒グラフと線の見方のご質問だと思います。線で描かせていただいたのが目標のライン、棒グラフで描かせていただいたところが実績です。このうち、黒く塗ってあり文字が白抜きの部分、25年度で言いますと2,830と書かせていただいたところが国庫補助事業を活用させていただきながら一部税財源を入

れて行っているものの実績です。灰色で塗らせていただいた部分、25年度で言いますと452と書かせていただいているこの部分がいわゆる税単独、100%税の財源で事業を実施させていただいている部分の実績です。

目標に届かなかった隙間の部分につきましては、どこの目標が達していなかったという点に関しては、多くは国庫補助を我々としてはやって欲しかった部分の実績が、思うように集約が進まないといった部分で、全体としては届いていないと分析しています。ただ、26年度の落ち込みにつきましてはそれだけではなく、雪の影響を考えております。

(堀越委員)

そういう中において年間目標の3,000ヘクタールが達成できなかったのは、どちらかというと国庫補助事業に頼る部分が大きかった、という解釈でよろしいでしょうか。

(長谷川森林政策課企画幹)

おっしゃるとおりです。

(堀越委員)

制度改正なども目標が達成できなかった一つの要因になっていると、そういう事でよろしいでしょうか。

(宮森林づくり推進課長)

はい。

(青木座長)

もう一点だけ、ちょっと大事な点をお聞きしたいのですが。制度変更があって、更新をする平成24年度の時点で計画をしたものと中身を変える努力をされたということなのですが、そもそも24年度に出された計画と現状やられていることとは、相当な中身のかい離があるという理解をしてよろしいでしょうか。

(長谷川森林政策課企画幹)

目標としていた中身とやっていることに大きく違いがあるかということだと思いますが、やろうとしていることに大きな違いはございません。やり方として、国の補助制度に乗っかるやり方をできるだけという考え方は変わっていないのですが、現実として適用できる場所が思った以上に伸びてこないという中で、県単独事業に頼らざるを得ない部分が増えてきている、その部分についてはやり方が変わってきているということだと考えています。

(青木座長)

中身の定義というか、区分をするかというのも大事なところなのですが、今からちょっと空気を変えて、森林税そもそもどうあるべきかという定義についての議論をさせていただきたいんですが。

5年間の計画をどのように提示をするか、というのは大きな論点になります。頭を整理するために私の方から、未完成ですので委員の先生方からご質問ご意見をいただいて修正していこうと思っておりますが、基本になる考え方の整理をさせていただきました。特に半谷先生、高端先生には専門家のご意見を賜ればと思っております。それと同時に、メディアの方にもご理解いただきたい。もちろん、そこを通して県民の皆様にも、と当然思っ

ているわけですが、まずはこういう問題が起きていて、何が正しくどこが間違っていてこのネジが緩んでいてどこがボタンの掛け違いなのか、ということです。

いちいち、今からお話しすることを現実的に検証するつもりは今日はありません。学会レベルでは、こういう整理をしていると。こういう学会レベルの整理から顧みて現状の長野県の森林づくり県民税が適正なのかどうなのか、ということをご判断いただきたい、ということです。私の方から決めつける言い方はできるだけ避けます。資料3-3をご覧ください。私案となっております。来月、学会で似たような話をしなくてはいけないようなんですが、いわゆる森林づくり環境税です。

1 ページ、課税の二分類、分かりやすさのために大きく2つに分けております。一つは、森の環境を悪くしている者に課税して、森を悪くする行為を抑制しようという考え方がなります。もう一つの考え方が、環境をよくするための財源を集めましょう、という課税のやり方になります。大きく分けてこの2つしかないことになります。さっきもいったように、厳密にいうとAでもBでも現実にはあり得るのですが、森林税については高知県、神奈川県からはじまって、この間、ずっと私は参加させていただいてきておりますが。Aの方で、森に住んでいる人に森に下水を流すからと言って課税をするというのはいくらなんでもひどいでしょうと。特に森をよくする利益は住民全体に及ぶわけだから、森に住んでいる人だとか登山者だとかが森にゴミを捨てたとしても、利益を受ける人みんなで森をよくするための経費を出しましょうと。そういう議論をして高知県、神奈川県はBを選択していく。そうやってきた時、森を守る利益は、住民にあなたはいくらいくらと分けられるものではありませんので、全ての住民が等しく均等に受けるでしょうとなりますので、ここで均等割への超過課税という話になります。ここまでは大変に分かりやすい議論です。

2 ページをお願いします。県が独自で行う超過課税の必要性は何か。今回、この部分が徹底的にやらなければいけないところ。ここに縷々書いてありますが、普通は標準税率、日本の場合はどこに住んでいても同じ税率が適用されます。日本全国どこに住んでも同じ税率で税金を払っていけば標準的な行政が保障される、というのが我が国の考え方です。現実にはそうではない、という議論はもちろんあります。ただし、理論的にはこういう制度になっていて、国民、国会、総理大臣も含めてこれで理解をしているということになります。

それでは、何で超過課税をするんですかとなった時に、他の県とは違うこれだけの理由があるので、わざわざ超過課税をお願いしなくてははいけませんよ。500円であっても超過する意義は大きいです。きちんと「全国標準の行政と異なる、長野県独自の『新たな行政』がなぜ必要とされるのかという理由の説明と県民の合意」、抽象的に言いますとこういう事になりますが、これを担保する仕組みがあります、ということで次の3ページをお願いします。

「より重要な5つの明示項目と住民の納得」ということで、今申し上げた「超過課税の根拠が、嘘偽りのない適正な根拠であるためには、次の点を住民に明示し、住民の納得を得ることが必須となる。」、細かく言えば、ここが一番重要な点です。

一つ目です。超過課税で財源確保する「新たな行政」の詳細な内容、先ほど申し上げました5年間、ですから、途中で何かあったからといって勝手に変えるということとはよくない、というのがあえて申し上げなければいけないことなんですが。始まる前に県民の方に十分に納得していただく。この5年間でこれだけのことをやりますよ、ということになります。

②と併せ、その財源によって「新たな行政」で達成しようとする目標数値が、整備面積がいいのか、それとも森林のもうちょっと違った指標がいいのかという議論をさんざんしていただかないといけないわけなんですが、成果目標をきちんと出さなくてははいけないと

ということになります。その上で、納税者一人あたり500円ですがどうでしょうか、納得していただけるでしょうかということをお問いただければいけない。

3番目、4番目も非常に大事なところなんです、県庁の皆さんからするとここが一番大事かもしれません。「新たな行政」が従来の一般財源でまかなえないことの証明をしなければなりません。公務員の方からすると、そんなことできるのか、というお気持ちになるかもしれません。が、これをできるだけやらないといけません。さもないと、超過課税なんて必要ないじゃん、特に今回のような、予算の使い残しや不正受給が発生しているときには、そもそも必要なかったじゃん、という話になってしまいます。ここの部分はできるだけ最大限のことをやっていただかなくてはいけない、というのが一般論になります。

もう一つは、4番目、担保するためにぜひ必要となるのが「新たな行政」、今までやっていないけれど超過課税をしてやりたいこと、ここの部分と従来の予算、一般財源でやっていたものとは明確に区別をしないと③の部分が無駄になってしまいます。結局、なんだ、説明だけであとはぐちゃぐちゃになったのかということになると、超過課税必要ないじゃん、という話に、また、なってしまいます。

次の4ページをご覧ください。5番目です。「新たな行政」と「従来の行政」ともう一つ性質が違うものを分けなければいけない。『新たな行政』と国庫補助事業との明確な区別をしなければいけないということです。ちょっとメディアの方にも前回説明ができなくて、わざわざ今回1ページ作らせていただきました。なぜ分けなければいけないのか、ということになります。Aのところに書いてありますように、「超過税収を充当すると、すでに措置されている財源」つまり、国庫補助事業の裏負担というものは、地方交付税で理論的には財源は確保されているはずなんです。ですので、確保されているはずのものに説明なしに超過課税で充ててしまうと、「二重取り」となってしまう、ということです。そもそも地方財政計画に入っているものは従来の行政というわけで、「新しい行政」とは呼べません。現実には異なりますが、理論上はこういう整理をしないと住民の方を欺くことになる。

5ページをご覧ください。もう一つ最後です。「3」で列挙した明示項目を担保するために必要な事項。今申し上げた重要な担保するために必要な事です。どの県でも行われていることですが、『新たな行政』に正しく充当するための基金の設置と厳格な運営、この点について、そもそも目的税化しない方がいいんじゃないか、というご意見もあります。まさにこれは正しい意見です。ただし、これが正論として成立するためには、知事・副知事はじめ地方公務員、議会を含めて、県民がすべて信頼している、この人たちは決して悪いことをやらない、県民に説明したことをきちんと確保し、自律心も自制心もあるという信頼感がある場合には正論です。ですから、目的税なんて作る必要は一切ありません。ただし、日本の現実を考えると、これは逆バリしないとイケないだろうと。

そこで、あえて目的税化して、どうせ無駄遣いしているんだろう、お役所仕事しているんだろう、遊んでいるんだろうと思っている県民の方が多いという現実からすると、普通税にして、知事が判断していろいろなものに使えるんだという方が合理的なんです、あえて目的税化してしまって、厳格に議会で、住民会議でチェックをするということになるということなので、基金が設置されているとご理解をください。この点については逆の意見が出て当然だと私も思っております。

最後の6ページをご覧ください。「住民代表によって構成される『新たな行政』についての住民会議」は必須になる、ということです。地方議会の先生方からすると、「なんだ、俺たちの仕事を奪うのか」となりかねないわけなんです、やはり、二重チェックという意味からこの2つが必要である、と言われているのが定番です。もう一つ、あえて過激なことを申し上げておきますけれども、アスタリスクが3つついていますが、3番目のとこ

ろ、住民の代表によって構成される会議であって、業界の代表であってはならない。業界代表ですと、利害関係者ですので、チェックどころか使いたいという話でむしろ逆バリになります。先ほど、目的税を作るのはよくないとおっしゃることの一つの根拠になろうかと思いますが、目的税にしてしまいますと、担当部局の既得権になります。どうしてもそここのところがブラックボックスになりますので、この部分を打ち破るためにも県民会議はきちんとしなければいけない、ということになります。

最後のところでは、この点、長野県に引き寄せて語っておりませんが、あえて言うと、他の県と違って、税収の2割を市町村に支援金として交付しているというかなり特別なやり方を行っています。住民の方に説明をしてわざわざ超過課税をさせていただいているんですが、説明をするのは県で使うのは市町村ということで、説明が非常にあいまいになる。ちょうど今、ここ2年ぐらい、国が森林環境税という税金を取って市町村に配るという話が出ておりますが、全く同じ問題が出ると思います。国の責任はどうなるんでしょうか、現時点では県の責任はどうなるんでしょうかということになりますが、ここの部分を担保するためには、県は、税金とった責任は県にあるわけですから、市町村の使い道について監視とチェックをしないわけにはいかない。さもなければ、県が税金を取る意味がよく分からないし、非常にあいまいになるし、補助金不正の問題にもつながりかねない。

したがって、ここは、きちんとした監視をしなければいけない。そもそもの前提として使い道にかなり細かなメニュー化をしなければいけない。

以上、少しお時間をいただいて、学会レベルの整理です。森林環境税というのは現在、33県（※現在は37府県）ぐらいですか、導入されておりますが、そもそも論をやったのは高知県と神奈川県はきちんとやったと認識しております。後ろの方で森林税を作ったところは、前例で行きましょう、みたいな話が多かったのかなと少し心配をしているところで、今、学会レベルの報告をさせていただきましたが、おかしな点もあるかもしれませんので、ぜひご意見、ご質問を賜ればと思います。堀越委員、いかがでしょうか。

(堀越委員)

普段は、税を扱っている立場ではあるんですが、こうした学会レベルのもの、こういう仕組みになっているということは、正直、分かりませんでした。そういった意味において、ここでこのように整理をしていただきましたので、今後、委員会の中で、私自身の中で、一歩踏み込んで検討していきたいと思っております。今はそのぐらいの感想しかありません。申し訳ありません。

(青木座長)

何かご不明の点や違和感などはありますか。

(堀越委員)

今、説明いただきましたので、だいたいわかりました。ありがとうございます。

(青木座長)

半谷先生、お願いいたします。手厳しいご意見を。

(半谷委員)

2点ほど感想と、1点質問なんですが。

まず、1ページの汚染者負担原則か応益課税かというところで、この税の基本的な考え方をBの応益課税に置くという考え方には、当然、賛成です。それから、森林からの利益、

森林の環境改善の外部効果が、たくさん種類があると思いますが、その一部は広く住民に及んでいるということは間違いがないことですので、それを均等割によって負担を求めるということにも納得できるものだと思います。引き続きBの考え方に基づいて継続していくことにも賛成いたします。

細かく言うと、Aについてちょっと。それは今度また、学会で。

それから、5ページの目的税化する、という話ですが、これも財政学の世界では、当然、目的税よりは普通税にすべきだと、基金や特別会計を作らず、なるべく一般会計でやるべきであるというのが通説となっているのはその通りであると思います。ただ、目的税化することや基金を作ることにも、もちろんメリットがあります。財政学で目的税や特別会計をあまりやるべきではないということ、そもそもが逆バリというか、アンチテーゼ、昔、目的税や基金を作りすぎて、予算が不透明になるということを防ぐために言いだされた理論だと思うので、先ほど逆バリと申しましたが、一般会計ですることのデメリットも当然、不透明になると。特に超過課税の行く末が分からなくなるというデメリットは当然あるので、この、超過課税をするという場合においては、特別会計や基金で処理をするというのはむしろ適正ではないかと思えます。

目的税化、あるいは特別会計化の一番の問題点は硬直性にある。集めたお金が余った時に他に使えないという硬直性にあると思いますので、この税のように、5年毎にちゃんと使い道を見直すということをしている限りにおいては、硬直化のデメリットは解消されると思います。先ほど座長がお話しになった、次のチェック体制を作るところにも重なりますが、こういった時限立法的なもので5年ごとに見直すとともに、住民からのチェック体制があれば、目的税化しておくのも、非常にいいことではないかと思えます。引き続き、目的税化と言いますか、使途を指定したうえで超過課税をして基金に入れるという現在のスキームはそのまま維持されるべきであろうと考えます。

1点、疑問に思っているのは、4ページ⑤のところですが、実際に補助裏になる事業ですか。補助裏が地方交付税措置される事業なんでしょうか。資料3-1の3ページ、実際、森林税を活用しているのは2つですよ。国庫補助事業に追加で森林税を充てているというものと、税単独で補助をするという森林税活用事業の2種類あるわけですが、今、補助裏にあたると言われているものは、森林税を使わなかった場合は、国庫補助率51%、県の一般財源19%、所有者負担が30%と、補助率70%でやっているということだと思えますが、森林税を使った場合には、国庫補助率51%、森林税39%で補助率90%にしている。森林税を使わなかった場合に比べて、より多く補助金を使っているということで、この部分は、森林税がなかったら支出しなかった部分だと理解しているのですけど。

つまり、既存事業では一般財源19%しか補助していないけれども、森林税を導入したときには39%補助するわけで、この差の20%は、森林税導入したのための追加で補助しているだろうと理解している。それは、補助裏にあたる部分を二重に税金を取っているという理解にはならないのではないかと、思うのですが。

(宮森林づくり推進課長)

今、委員からご指摘のあった通りです。3ページの上の段が森林税を使わない通常の事業です。その上の部分が、国庫補助事業を使った場合で、国庫補助率は下の森林税を使った場合と同じで51%です。森林税を使わない事業の場合は19%の一般財源を使う。森林税活用事業については39%の森林税を使うということですので、その差の20%分は通常の事業より森林税事業によってたくさん財源を出しているということになります。

(半谷委員)

であるとすれば、座長の資料3-3の4ページでいうところの二重取りには当たらないのではないかなと理解しています。

(青木座長)

そもそも、資料3-1の3ページ、国庫補助事業って誰に対する補助事業なのですか。

(宮森林づくり推進課長)

森林整備を行う者です。森林所有者、あるいは森林所有者から委託されて間伐整備等を行う者に対する補助です。

(青木座長)

県に対する補助金ではない？

(宮森林づくり推進課長)

県に対する補助金は国からいただく51%の部分です。

(長谷川森林政策課企画幹)

造林事業の国庫補助事業につきましては、いわゆる間接補助の形態をとっております。県の方では森林所有者等に森林整備にかかる費用のおおむね70%程度を支援するという形になっておりまして、国の方では、県がそういった支援を行う事業に対して一部の経費を支援すると、結果的な費用の負担率は70%の場合ですと、国が51%、県が19%という形で、そこは通常の場合は一般財源を充てさせていただくという形になっています。

(半谷委員)

なので、むしろ聞くとしたら財務省の方に聞かないといけないのかと思うのですが、70%補助というのが事業そのものなので、多分、基準財政需要額に入ってくるとすると、もし補助裏が入ってくるとするなら19%相当分だと理解しているんですが、それでよろしいでしょうか。

(須藤財政課企画幹兼課長補佐)

財政課企画幹の須藤でございます。先生のお話のとおりでございます。ただ、地方交付税算定上の基準ということですので、実際の使い道はあくまでも一般財源だというように理解しております。

(半谷委員)

であるとすれば、少なくとも森林税を充てている39%のうちの20%相当分は基準財政需要額にも算定されていなくて、県独自で税を充ててやっている部分になると思うので、青木先生の4ページのご指摘の一部は当たらないのではないかなと思います。

(青木座長)

よく分からないんですけど。間接補助で、上乘せは義務付けですよ。

(宮森林づくり推進課長)

はい。

(青木座長)

その場合に地方財政計画上はどこまで入るの。

(半谷委員・高端委員)

入っているのはこの19%だけ。

(高端委員)

非常によく整理された資料だと思います。今の話を引き継ぐと、繰り返しになりますが、資料3-1の3ページ、今、半谷先生にご解説いただいたとおり、19%部分に森林税を充てないという整理にしてしまえば、青木先生がご指摘になった、交付税との関係でいわば二重取りになるという問題は解消できるのだと、半谷先生のご指摘を拝聴しました。

この後の議論の流れがどういうふうに予定されているか分からないので、今申し上げるべきか分かりませんが、資料3-3の座長の整理の中で、誰しも重要だ、と考えるのは、「みんなで支える森林づくり県民会議」を別途設置し、税収をどういうふうにするか、県民によるコントロールを行うこと、また、この場を通じて運用状態の透明性を確保することだと思うんですね。

私は、青木座長と違って、全国の類似の取組に直接接しているわけではないので、座長に解説していただければ、我々の理解も深まるのではないかと思うのですが。この手の会議って、県によっては権限や運営内容に違いがあると思うんですが、資料3-1の8ページのところに長野県の運営内容が提示してあるんですが、地域会議の仕組みは全国の事例と比べてどういう評価ができるのでしょうか。実質的に県民税のガバナンスを十分にきかせられるようなものになっているのか、よろしければ青木先生のご意見をお聞かせください。

(青木座長)

一番コメントのしづらいところではあります。森林税を作るときに、我々のような税制専門家ところで、使途も含めて森林税の必要性を判断して導入の可否を判断します。それを受けて、我々税制専門家が見た5年間の計画を県民会議で各年度にブレークダウンしながらチェックしていくということになります。今、ご質問のあったところでいきますと、権限の強いところでいくと県民会議で、大枠はいじれませんが、予算配分の細目のようなところについては柔軟に毎年決定できるような権限を持っているところもあります。かつての神奈川県もそうでした。予算配分の多少の権限を持っているようなところもあります。長野県についてはコメントを避けたいと思います。

県民の代表性、透明性、公平性が確保されるのであれば、少し予算配分権限、計画を作る、あるいは次年度の方向性を作る、5年間では長いので毎年調整しましょう、みたいなことが認められているところもあります。ですので、私は、今日の報告を聞くと人が悪そう、住民自治を信用していなそうですが、基本的には住民の方々に信頼していますので、できれば権限は強化したほうがいい。ただし、透明性を確保しないといけない。県民会議、地域会議のメンバーの方々にがんばっていただきたいと思います。

高端先生のご質問に率直な意見を申し上げますれば、10年前に期待して県民会議を作ったのですが、現時点ではやはりうまくいかない、というのが評価になります。むしろそこをカバーするために議会の先生方にがんばっていただきたいと思っているのですが、県民の意識からすると、ずれがあるかもしれません。そうなっちゃうと何を信用していいのかという話になってしまいますので、やはり県民の代表の方にやっていただきたいなと。すいません、今日はコメント控え気味で。

(堀越委員)

元に戻しちゃって申し訳ないんですが、資料3-3の4ページ「いわば二重取り」というこの部分、きちんと県民に分かるように、この場で説明した方がよいと思うのですが。また、ここは「二重負担」にした方がよいと思うのですが、森林税活用事業で見ると39%負担しているうち、19%分が二重取りになっているという解釈でよろしいのでしょうか。

(青木座長)

少し丁寧にご説明をしますと、日本の場合には、標準税率でとっていけば、行政水準は、どこに住んでいても同じサービスが受けられます、というのが理論的には保障されているわけです。そのために、地方財政計画の、予算ですね、その中で、補助金の県が負担する部分を裏負担と呼んでいるのですが、その裏負担についても地方財政計画の中では、交付税や地方債で措置がされている、というのが理論です。

理論上は交付税が確保されている、現実には来ていない可能性もありますが、この部分がないかのようにお願いするのは二重負担になってしまいます。その場合には、きちんと説明しましょう、ということです。

前回、沼尾委員がおっしゃっていたように、現実には来ていないのか分からないので、計算上はされているけれども、現実には来ていない可能性が高いので、いいですね、超過課税をここにも充てますよ、というご説明があれば、必ずしも禁止ではない、というのが定説になっているわけです。ただし、その場合にはきちっと説明をしましょう、ということになっています。

(長谷川森林政策課企画幹)

確かに、財政制度や地方交付税の側面として、詳しい説明、分かりやすい説明というのが、我々もできていなかったかもしれないなということを、今日、お聞きしながら思っていたところですが、説明をさせていただいた資料の中で、資料3-1の4ページなんですけど、もともと第1期、この税を導入する際に、ある程度の整備は国庫補助、ある程度地方財政的なものを使いながら、今後、長野県の整備を加速していかなければいけない差し迫った状況の中で、年々増えてくる間伐の整備の必要面積に対し、どう確保していくのかということが課題になってきていたという状況でございます。

そういった中で、最終的には6,000ヘクタール規模でやっていく財源をどのように確保するのか、当然のことながら国庫もできるだけ活用させていただきたい、また、民間の資金が導入できるならば少しでもしたい、そういった中でもなお足りない部分があるので、超過課税という形で財源をお願いしたいという積算をしまいいりまして、最終的には6.8億円という税をお願いしてきたという経過がございます。

そういった中で、事業の仕組みとしては、何度かご意見をいただいていますような、国庫も導入しながら一部充てるといような状況になっておりまして、財政制度上の説明というのは県民の皆さんには少しわかりづらかったのかなとは思っているのですが、足りない財源の部分についてお願いしたいということで、そういった部分については、理論上と実際の問題というのはあるとは思いますが、二重負担をお願いしてきたというふうには、我々としては県民の皆さんにできないかなと思っているあたりにつきましても、我々の説明が足りないのかもしれませんが、ご議論いただけないかと思っております。

(青木座長)

いい加減あきれんんですが、理論の話をしているわけではなくて、最大の問題点は、林

務部が何をやっているのかが分からないということです。今、あたかも反論をされたようですが、「国庫補助事業を活用します」という説明はずっと聞いています。ただ、その問題と補助裏に充てるという問題は、全く質が違う問題ですから、我々、その後者についてお聞きしたことはありません。

ですので、理論や財政制度の問題を語っているわけではなく、今まで、何に充てるのかという説明を全くしなかった。私も、これ以上語ると、4年前のいやな思い出を語らなければならないので避けたいんですけども。前回更新時、5年間何をやるかという資料がほとんど全く出てきていないわけです。我々今まで、4年半前に使途についてどうですか、ということ、今日と同じことを水面下で伝えているんですよ。でも、一切、従来の事業と新しい事業とを示した図は大変に分かりづらいものですし、ここでの説明として、裏負担に充てる、ということは僕の耳には入ってきていません。ですので、今、話しているのは、理論上の説明が足りないということではなくて、全ての説明が足りない、地方税制研究会に何で林務行政の情報を出さなきゃいけないんだという姿勢が4年半前の、皆さんの先輩なのか同期なのか分かりませんが、その方々の姿勢です。これ以上言うと、僕も爆発するかもしれません。

(高端委員)

座長が爆発しないように。今のやり取りではっきりしたのは、地方交付税との関係でどうなのか、とかそういう話以前の問題として、従来の一般財源を充てていたところに、一般財源の充当を止めて、その部分も含めて超過課税で賄うことにしたわけですよ。資料3-1の3ページの、一般財源19%の上乗せ部分のみに森林税を充てるのであれば、今のご説明でいいんですけど、一般財源を節約してそこにも森林税を充て、森林関係のさらなる推進だけではなく、従来充てていた一般財源を浮かせているわけじゃないですか。非常に単純な話をしているんですが。

(須藤財政課企画幹兼課長補佐)

今、浮かせているというお話がございましたが、資料3-1の4ページをご覧くださいまして、第1期年間18,000ヘクタールだったものを計画では伸ばそうとした。国庫補助を使ってはいますが、23,400ヘクタールにアップさせた。この部分が、新しく出てきた財政需要とお考えいただければいいのではないかと。本来は、確かに、一般財源が潤沢にあれば充てるのが筋だとは思いますが、県の財政が非常に厳しいという中で、森林税というお話になってきたのかと思います。

(高端委員)

今の説明が何を意味するのかちょっとよく分かりませんが、まず申し上げておきますと、私個人としては、国庫補助の裏負担全部に森林税を充ててはいけないとは思っています。ただし、今のご説明を言われると、やっぱり、そこは引っかかってしまうのではないかと。繰り返しますが、一般論として、森林税の税収を間伐を中心とする森林整備に充てていくのが森林税の目的ではなくて、国庫補助事業の裏に森林税を充てていく必要性というのはよく分かりますが、その時の理屈として私の理解では、他県の類似の取組としては、単独事業に充てるということが常識というか、基本的なルールとなっているのです。それが、長野県では国庫補助の単独上乗せ部分のみでなく、県の義務補助分にも充てるということをあえてしているわけなので、そこは、とりわけ丁寧な説明が必要だったのに、そういう財政措置をしている事実が我々に明らかにならなかったがために、今まで続いてきてしまった。そういう一連の図式があるということを理解していただかないと、我々

としても正当化が難しいと思います。

(青木座長)

資料3-3に重要なことをすべて書いてありますので、どういうふうに解釈をされて、ここに照らして現状がどうなのかということをご判断をいただきたいと思います。

先ほど、激高したかのように装いましたが、里山整備の全体像が見えないし、森林行政をどういう方向にもっていきたいのかをお聞きしないと、資料まで用意していただいたんですが時間がなくて説明いただかなかった。「新しい行政」の必要性を示すためには、従来の林務行政の全体像及び成果を示す必要があるということは、税の立場からすると非常に重要なことなんですね。林務行政の事なんかお前らにはわからないというお気持ちは、4年半前にも直接言われたのでよく分かりますが、ここをお聞きしないと森林税が必要なかどうかどうなのか全くわからないわけです。林務行政の現状がどうで、何が問題でどういう方向に行きたいのか、その中で超過課税がどうして必要なのか、この説明を次回にぜひしていただきたいと思います。次回に向けて宿題など、ありましたら、委員の皆さんご発言をお願いします。

(水本委員)

単純に考えますと、資料3-3が正しいというのであれば、この通りにやってもらえれば、明確になると思います。資料3-1の5ページ、平成20年にスタートして以来、目標を達成したのは平成25年度だけという理解でよろしいでしょうか。

(長谷川森林政策課企画幹)

ある程度目標に近いところまでいった年は他にもありますが、数量として目標を超えたのは平成25年度だけです。

(青木座長)

そもそも目標・成果は面積だけでよいのかということも引っかかるところであります。そもそも森林税を使って何を成果指標にするのか。面積やればいいのか、という点にご意見があればぜひお出してください。

今年予算要求が終わっているようですが、平成29年度の予算についてご説明をお聞きしましょうか。

(小山森林政策課長)

それでは、資料5をご覧ください。「平成29年度 長野県森林づくり県民税を活用した取組」でございます。

第2期の5年間の最終年度となる「長野県森林づくり県民税」につきましては、引き続き手入れの必要な里山の森林の間伐を重点的に推進することと、間伐材等の森林資源の利活用による継続的な森林づくりを進めてまいります。

おめぐりいただき裏面をご覧ください。里山の間伐につきましては、大きく集約化し国庫補助を活用して整備を行うことが難しい箇所が増えており、現場からも、国庫補助事業の要件に合致しない箇所での実施要望が多い状況です。

このため、表の一番上の、「みんなで支える里山整備事業」につきましては、単独事業に係る予算額を増額しました結果、同事業に係る税活用額は、4億6,440万円、前年度比は、127%となっております。

そのほかにも、「主な事業内容」といたしまして、信州の木の利活用を推進するモデル

地域に対する支援を、昨年度より2つ多い7地域において実施すること、信州フォレストコンダクターの活動基盤づくりの取組支援、里山資源の利活用や管理が継続して行われる地域づくりへの支援を12地域において実施する等に取り組んでまいります。

これにより、森林税を活用した事業における予算額は、総額で6億6,000万余、前年度比は、119.7%となっております。以上でございます。

(青木座長)

ざっくりいうと、使い残し等の問題が起きている状況の中で、最後の1年は単独事業を増やす、とうことになりますか。

(小山森林政策課長)

この最終年度に向けて必要な間伐を進めなければいけないということがありまして、地域の要望を踏まえつつ単独事業を増やして間伐をやりたいと考えております。

(青木座長)

もう一つお聞きしたいんですが、基金残高は見込みとして増えるんですか。

(小山森林政策課長)

平成28年度において予算額が5億5,000万円程度でありました。したがって、年間の税収は6億6,000万円余ですので、平成29年度末の基金残高は4億5,000万円程度になる見込みです。

(堀越委員)

「みんなで支える里山整備事業」の平成29年度予算は現場の声を反映して県単を増やしていただきました。現場の声として、国庫補助制度は使い勝手が悪い、県単事業を増やしてほしいということがありまして、ここに表していただけたのだと、私は評価しております。

(青木座長)

性善説で。

(高端委員)

私は森の素人ですが、里山整備がどれだけ重要性を増しているのか、とは言いながら、なかなか進めるのも難しい現状がある。そういう中で、その意義を踏まえて推進していかなければならない、というのは、一般論として全くそのとおりだと思います。

ただ、ここで問題になっているのは、超過課税でやっている以上、とりわけ説明責任が求められる、という話なんです。そういう観点で今後も議論ができればと思います。

(青木座長)

次回に向けて少し整理をさせていただきます。

本日、まだ十分なお答えをいただけていないところもありますが、次回は5月に予定されています。

本日モヤモヤして残っている部分については事務局までご意見、ご質問をお寄せいただいで、それに対する回答をまた求めていきたいなと思っております。

もう一つは、今日できなかった、この体たらくの中であつても、長野の森林はやっぱり

大事だ、森林行政をどのように改善していくのかというところについて、事業担当部局の意向、意見、気持ちを聞いていきたいと。その中で、高端先生に今おっしゃっていただいたように、里山整備はどうなんだ、特に超過課税というわざわざ県民に負担をお願いをしているということをわきまえた上で、きちんとした資料をお出しいただきたいと。途中で大分皮肉めいたことを申し上げましたが、やはり、具体像が全く分からないというのが我々の正直な気持ちですので、分かりやすい説明と情報を隠さず出していただく姿勢をお見せいただくとありがたいです。

本日も迷走しつつ、貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。それでは、事務局にお返しいたします。事務連絡などありますか。

(須山企画幹兼課長補佐)

事務局からの事務連絡はありません。

委員の皆様方には大変貴重なご意見、ご提案をいただきましてありがとうございます。

本日いただきましたご意見につきましては整理をさせていただき、それを踏まえまして次回の研究会を開催させていただきたいと思っております。

#### 4 閉 会

(須山企画幹兼課長補佐)

それでは、以上をもちまして、平成28年度第2回長野県地方税制研究会を終了させていただきます。ありがとうございます。